

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

福岡市の障がい福祉施策は、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、ノーマライゼーション¹の理念の下に、障がいの早期発見・早期療育の充実や在宅生活の支援、社会参加の促進などの福祉施策を展開してきました。

また、障がい児・者の実態やニーズを把握するため、昭和48年度から9回にわたり、実態調査を行っており、平成4年度には「福岡市福祉総合計画」を、平成11年度には「福岡市保健福祉総合計画障がい者プラン」を策定し、計画に基づく障がい保健福祉施策の推進を行ってきました。

一方我が国においては、平成15年度から、障がい者がサービスを選択し、施設・事業者と対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという支援費制度が導入されました。

その後、「障がい者が自立して普通に暮らせるまちづくり」及び「地域に住む人が、障がいの有無、老若男女を問わず、支え合うまちづくり」を目指すため、平成18年に障害者自立支援法が施行されました。さらに、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置され、平成23年に「障害者基本法」の一部が改正されるとともに、「障害者総合支援法」の制定を目指すなど、障がい者を取りまく環境は大きく急速に変化しています。

そのような状況を踏まえて、福岡市では、障がい者や高齢者を含めた全ての市民がいきいきと暮らしているような、みんながやさしい、みんなにやさしい『ユニバーサルシティ福岡²』の実現に向け、障がい者が地域社会で生活していくための取組などを計画的に推進していきます。

¹ ノーマライゼーション

ノーマライゼーションは、障がいのある者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会を目指す理念であり、そのためには、生活条件と環境条件の整備が求められます。

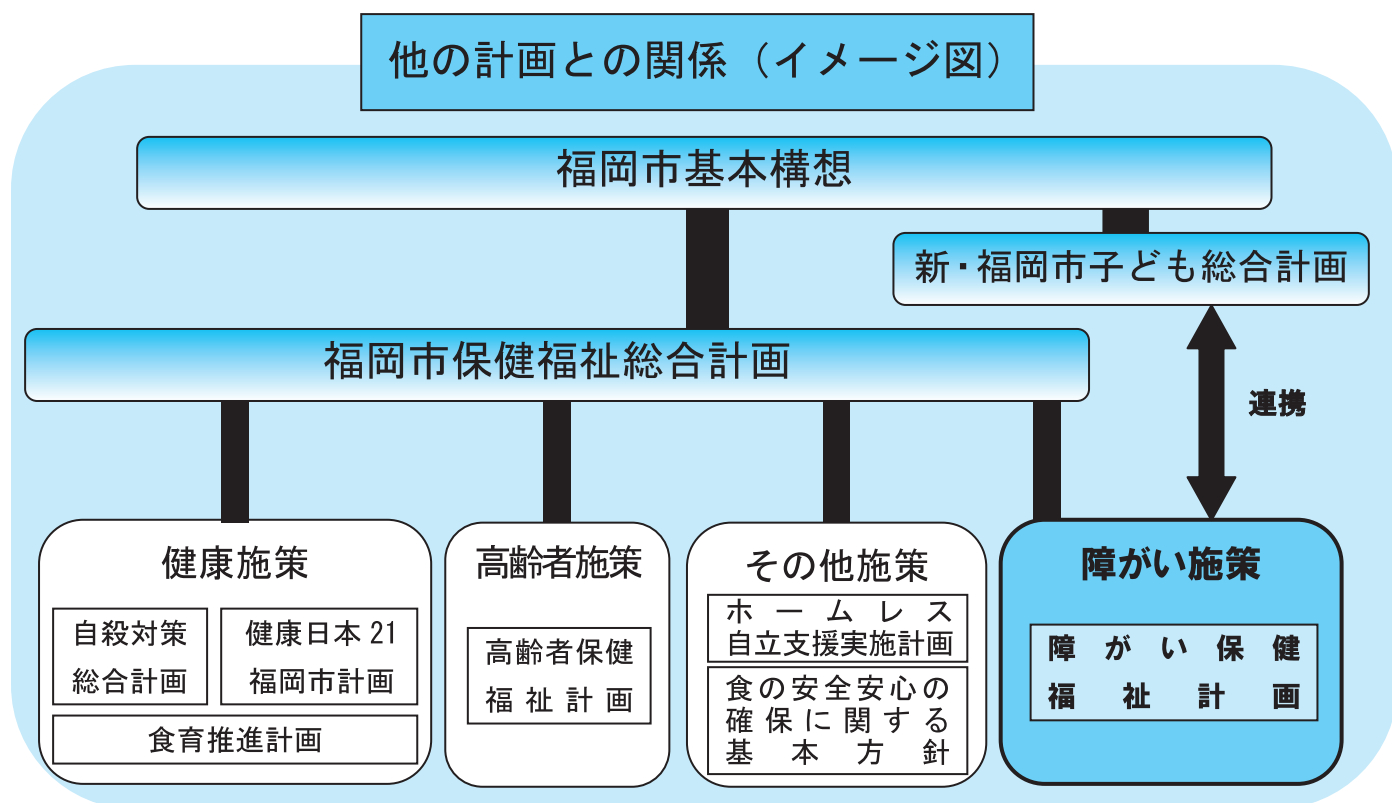
² ユニバーサルシティ福岡

「ユニバーサルシティ福岡」とは、ユニバーサルデザインの理念に基づいた「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」のことであり、福岡市は「みんながやさしい、みんなにやさしい『ユニバーサルシティ福岡』」をまちの目標像として掲げ、市政の1つの柱として推進しています。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

また、国及び福岡県の計画と整合性を図りながら、福岡市基本構想に即した計画として、「福岡市保健福祉総合計画」を踏まえた分野別計画として位置付けています。また、「新・福岡市子ども総合計画」とも連携を図ります。



3 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい児・者」とは、障害者基本法に基づく障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。）を基本としています。

4 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

なお、現在国において障害者総合支援法の制定が検討されていることや障害者権利条約の批准に向けて障害者差別禁止法が制定される予定であるため、それらの動向を踏まえて、必要に応じて計画を見直すことがあります。